

診療上緊急性の低い患者に対する応招義務

【質問】

診療上緊急性の低い患者に対する応招義務についてどのように考えたらよいでしょうか。

【回答】

1 応招義務の法的根拠

医師法19条1項は「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定め、同2項は「診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証明書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めています。1項は狭義の応招義務について、2項は広義の応招義務について規定するものと解されています。

狭義の応招義務は、患者の医療へのアクセスを保障することを目的としておりと解され、診療拒絶が許容されるかは「正当な事由」が認められる否かの問題になります。

2 「正当な事由」の有無の判断

(1) 監督官庁の見解

旧厚生省時代の医務局長通知によれば、医師は「診療のもとめがあつた場合には、これに必要なして十分な診療をあたえるべき」であり、必要なして十分な診療とは「医学的にみて適正なものをいうのであって、入院を必要としないものまでをも入院させる必要のないことは勿論である」としたうえで、何が同法19条1項にいう正当な事由にあたるかは「それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべきである」としたうえで、診療拒絶が適正と認められない具体例として次の5つをあげています。

① 医業報酬が不払いであっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない。② 診療時間を制限している場合であっても、これを理由として急施を要する患者の診療を拒むことは許されない。③ 特定人例えば特定の場所に勤務する人々のみの診療に従事する医師又は歯科医師であっても、緊急の治療を要する患者がある場合において、その近辺に他の診療に従事する医師又は歯科医師がいない場合には、やはり診療の求めに応じなければならない。④ 天候の不良等も、事実上往診の不可能な場合を除いては「正当な事由」には該当しない。⑤ 医師が自己の標榜する診療科名以外の診療科に属する疾病について診療を求められた場合も、患者がこれを了承する場合は一応正当の理由と認め得るが、了承しないで以前診療を求めるときは、応急の措置その他できるだけ範囲のことをしなければなら

ない。

以上の具体例は、概ね緊急の治療を要する患者に対する対応を想定しているものと解されます。

東日本大震災の際に、厚生労働省が「停電で医療機器が使えない、水道がストップし必要な治療ができないといった理由で患者を診られない場合は、医師法19条の正当な事由に当たる」との見解を示していることも参考となります。

(2) 診療上緊急性の低い患者に対する応招義務

監督官庁の見解が専ら緊急の治療を要する患者を想定していることから分かるように、かつては裁判において「正当な事由」の有無が争われた事案は、救急患者に対する人員不足やベッド不足等を理由とする受け入れ拒否、いわゆる「たらい回し」の事案が多かったのですが、平成になってからは緊急性の低い患者に対する診療拒否が問題とされる事案が見られます。

患者の生命身体の保護の観点から救急患者の方が緊急性の低い患者よりも診療拒絶の正当な事由が限定的とされるであろうとはいえませんが、「正当な事由」の有無の判断の統一的な基準を示した最高裁判例は見当たらず、結局のところ具体的な各事案に即して判断していくしかありません。

患者自身の判断で行動することが可能な場合が多い緊急性の低い患者については、診療を拒否したのではなく患者自身の判断で医療機関を離れたと解することができる場合があり、このような場合はそもそも診療を拒否したことにはならず、応招義務違反の問題とならないとされることもあります。そのため、緊急性の低い患者については、正当な事由の有無のほか、診療拒絶の有無も争点となりうる場所、参考となる裁判例がありますので紹介します。

原告患者X及びその夫は、被告Y大学病院産婦人科において不妊治療を受けていたところ、その不妊治療において担当医師の過失によりXから採取した卵子の胚移植に至らなかったとして、Y大学に対し不法行為に基づく損害賠償等を請求する訴訟を提起しました。この訴訟の訴状は平成22年8月24日にY大学に送達されましたが、それより前にXは同年9月24日にY大学での診療を受ける予約をしていました。Y大学A医事課長は同年9月13日ころ、Xに対し「転医及び診療延期のお願いについて」と題する書面を送付し、患者と医師の信頼関係が失われたことを理由に転医の検討を求め、検討についての回答が得られるまで診療を延期する旨の通知をしました。この通知が診療拒絶にあたるとして、Xら夫婦がA医事課長及びY大学らを相手に医師法19条1項違反の不法行為に基づく損害賠償請求の別訴を提起したというのが事案の概要です。

原審は、A医事課長の通知書面は実質的に診療を拒絶する内容のものであるが、医師または医療機関と患者との間に信頼関係が失われたときは、患者の診療・治療に緊急性がなく、代替する医療機関等が存在する場合に限り、医師または医療

機関が診察治療の求めを拒絶しても正当事由があると判示し、Xらの請求を棄却しました（弘前簡裁平成23年12月16日判決）。

これに対しXらは控訴しましたが、控訴審は、A医事課長の通知書面は転医について検討のうえ、その結果をA医事課長あて連絡するようお願いし、連絡があるまで診療を延期することをお願いしているものであって、Y大学病院としてはXの自発的な意志に基づく転医を促し対応を待つこととしたものと解することができ、通知書面から今後の診療を拒絶する旨の明白な意思表示を読み取ることはできないから、診療拒絶には当たらないと判示してXらの損害賠償請求を認めず、Xらの控訴を棄却しました（青森地裁平成24年9月14日判決）。